

令和7年度 第2回金沢市駐車場適正配置審議会 議事要旨

委 員：前回、第1回審議会が7月初頭にあり、約3ヶ月経っている。前回は、主に金沢市の駐車場政策の概要を説明いただき、この審議会のミッションは共同住宅における荷さばき駐車施設の確保に関する条例改正とした。そのような中、都市再生緊急整備地域が定められたということで、本日の次第2の2及び3の部分が新たに追加になったと認識している。皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、早速、議事に入らせていただく。

次第に基づいて議事進行させていただく。まずは2.議題等について、一括して事務局よりご説明をお願いする。

事務局：資料説明

1. 共同住宅における荷さばき駐車施設の確保
2. 都市再生緊急整備地域内における荷さばき駐車施設の確保
3. 既存建築物の用途変更等による駐車施設の台数の緩和
4. 今後のスケジュール

委 員：説明ありがとうございました。大きく3つのトピック、共同住宅の荷さばきについて、都市再生緊急整備地域内における荷さばきについて、それから既存建築物の用途変更における緩和について説明いただいた。

議題の順番にご意見をいただく。共同住宅における荷さばき駐車施設の確保について、意見があれば挙手をお願いする。

委 員：資料13ページの説明で、総駐車台数については触らないという話があったが、そうすると荷さばきスペースは、附置義務駐車台数の内数になるのか。

事務局：おっしゃる通り。内数となる。

委 員：続いて、都市再生緊急整備地域内における荷さばき駐車施設の確保に関して、何か質問、意見等あるか。

(特にご意見なし)

委 員：続いて、既存建築物の用途変更について、これに伴って附置義務駐車台数の緩和を適用するといった説明があったが如何か。近年既存建物の転用も増えつつあり、妥当な改正なのかという気もする。

委 員：この届け出に関して、市の要件として公共交通利用促進の取り組みをしなければいけないというような形で書かれている中で、申請書にはそのように書けるが、実際にその後のマネジメントや管理といったことを含めてどのような考え方。

事務局：バス待ち環境の整備等であれば、外から見えるものになる。公共交通の利用促進の取り組みとして、例えば、かつてはバスの1日フリー乗車券を購入いただく、ホテルにて配っていただくといった取り組みがあった。近年では「のりまっし金沢」という交通アプリが開発されデジタルに移行しており、そういうものをホームページ等で掲載する、またはホテルのフロントにて掲示しダウンロードできるような環境を整えることを取り組みとして認めている。緩和対象施設では運営が開始した後に、どういった取り組みをしているかというのは、何かしらの形で確認、フォローアップしていきたい。

委 員：資料16ページについて、緑色で荷さばき場のラインと丸があるが、選定にあたっては何かの条例等で決定しているのか。もう一点、タクシー停車が認められるような併用場所に関してはどのような考え方。

事務局：荷さばき路線については、警察等との協議によりスペースを確保しており、例えば荷さばき路線には時間帯指定もあるため、交通規制に関するものだと認識している。タクシーの件について、荷さばきができる駐車マス（赤丸で示しているもの）は元々タクシーマスだった場所を、荷さばきもできるようにした背景がある。こういった場所が新たに確保できれば、少しずつ荷さばきができる範囲が広がっていくため、関係機関と協議しながら進めていければと考えている。

委 員：それでは、審議は尽くしたということで、以上をもちまして本日の案件、審議完了ということにさせていただく。様々な観点よりご意見を伺うことができた。ありがとうございました。

進行を事務局にお返しする。